

度会町建築物耐震改修促進計画

（第三次計画）

令和 8 年 3 月

度会町

第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	7
(1) 度会町における大規模地震発生の緊迫性	7
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	8
3 耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 建築物の耐震化の状況	11

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針	13
2 計画の目標	13
(1) 住宅の耐震化の目標	13
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	14

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	15
(1) 木造住宅の耐震化の支援	15
(2) 住宅の耐震化の促進	15
2 まちの安全	16
(1) まちづくりににおける建築物の耐震化対策	16
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	18
3 その他建築物の地震に対する安全対策	19

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28年には熊本地震、平成30年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各都道府県において、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

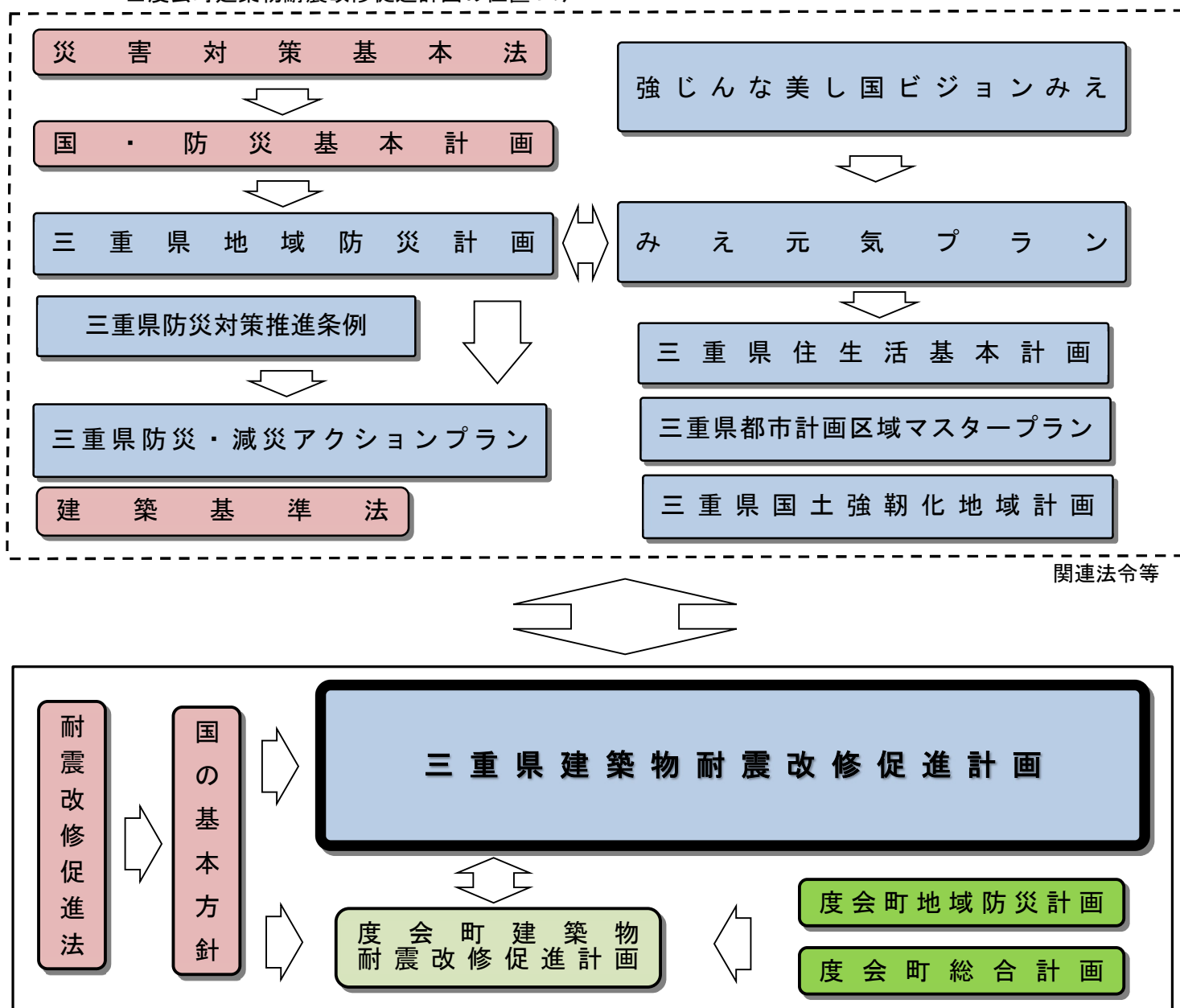
度会町では、これらの背景をふまえ、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を推進し、町民のみなさんの生命や財産を守るため、「度会町建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」、「三重県防災対策推進条例」を関連法令として、耐震改修促進法に基づき策定するものです。

また、「強じんな美し国ビジョンみえ」をもととする「みえ元気プラン」、「三重県地域防災計画」、「三重県都市計画区域マスタープラン」、「三重県住生活基本計画」、「三重県国土強靱化地域計画」、「三重県防災・減災アクションプラン」と整合し策定しています。

■度会町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



【図 1-1】

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、度会町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び、特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図っていきます。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます。

【用語の定義】

.....

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）のうち（は）に掲げるもの）
- ② その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用 途		(ろ) 耐震診断努力義務対象	(は) 耐震診断義務付け対象
(1) 多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 ㎡以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 ㎡以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※	階数2以上かつ床面積 1,000 ㎡以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 ㎡以上(屋内運動場を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	※以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演劇場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 ㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
(3) 避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
(4) 防災拠点となる建築物			耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用 途	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
	第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル
	第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

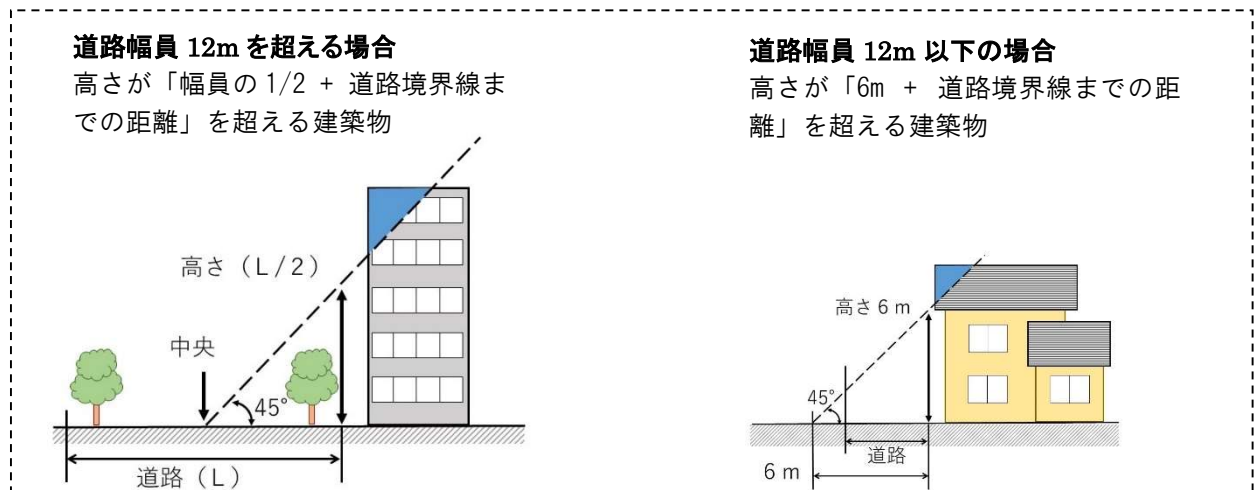
■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物

2 想定される地震と被害の状況

（1）度会町における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605 年（慶長 9 年）の慶長地震、1707 年（宝永 4 年）の宝永地震、1854 年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944 年（昭和 19 年）の昭和東南海地震など、概ね 100 年から 150 年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586 年（天正 13 年）の天正地震や 1854 年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和 7 年 9 月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の今後 30 年以内の発生確率を 60～90% 程度以上としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

（２）想定される地震

県では、平成 26 年 3 月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。

今回は、南海トラフを震源域とする巨大地震について、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。南海トラフ周辺においても、過去、1854 年 12 月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約 5 か月前の同年 7 月には、伊賀上野地震が発生しており、約 1,300 人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。また、県内は内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される 3 つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（３）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・タ 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測しています。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測しています。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

■ 想定地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000

■ 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■ 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■ 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

度会町の木造住宅の状況は、令和 5 年度末時点において、大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された「旧耐震基準」の木造住宅が 811 戸となっているほか、木造以外の住宅については 79 戸となっています。

そのうち、耐震性がないものは、木造住宅については、541 戸、木造以外の住宅は 21 戸となっており、あわせて 562 戸となり住宅総数（2,680 戸）の 20.9%となります。

また、令和 5 年度末時点において、住宅総数約 2,680 戸の内、耐震性があると判断される住宅は、2,118 戸あり、その割合は 79.1%となります。

耐震性のないと推測される住宅が 20.9%となっていることから、これらの住宅の耐震性を確保するために耐震化の促進を図ることが重要です。

■ 度会町における住宅耐震化の状況

(単位: 戸)

度会町における住宅戸数			H25 年度	H26 年度	R01 年度	R02 年度	R05 年度
住宅総数			2,630	2,651	2,694	2,708	2,680
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)			1,705 (64.8%)	1,749 (66%)	2,035 (75.5%)	2,071 (76.4%)	2,118 (79.1%)
昭和 56 年以降建築①			1,400	1,440	1,763	1,796	1,790
昭和 55 年以前建築	耐震性あり	木造住宅(※1)	262	267	234	237	270
		木造以外の住宅(※2)	43	42	38	38	58
		計②	305	309	272	275	328
	耐震性なし	木造住宅(※1)	911	889	641	619	541
		木造以外の住宅(※2)	14	13	18	18	21
		計	925 (35.2%)	902 (34%)	659 (24.5%)	637 (23.6%)	562 (20.9%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

※3 上記表については、「県における推計値」を参考に推計して算出しています。

(2) 建築物の耐震化の状況

度会町内の特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物は12棟あり、耐震化率について、令和元年度末時点で100%となっています。引き続き、建築物の適切な維持管理に努めるとともに、管理者に適切な維持管理の徹底を促していきます。

■度会町内の多数の者が利用する建築物

分類			建築物 総 数	昭和 56 年 5 月以前		昭和 56 年 6 月以降 建築物数	耐 震 性あり 建 築 物数	耐 震 化 率 (%)
				耐 震 性 なし建築 物数	耐震性あ り建 築 物 数			
A	I	県有	1	0	0	1	1	100
		町有	2	0	1	1	2	100
		民間	4	0	0	4	4	100
	II	県有	0	0	0	0	0	-
		町有	0	0	0	0	0	-
		民間	0	0	0	0	0	-
B	I	県有	0	0	0	0	0	-
		町有	0	0	0	0	0	-
		民間	0	0	0	0	0	-
	II	県有	4	0	4	0	4	100
		町有	0	0	0	0	0	-
		民間	0	0	0	0	0	-
C	I	賃 貸 住 宅 等	県有	0	0	0	0	-
			町有	0	0	0	0	-
			民間	0	0	0	0	-
		上 記 以外	県有	0	0	0	0	-
			町有	0	0	0	0	-
			民間	1	0	0	1	100
	II	県有	0	0	0	0	-	
		町有	0	0	0	0	-	
		民間	0	0	0	0	-	
合計		県有	5	0	4	1	5	100
		町有	2	0	1	1	2	100
		民間	5	0	0	5	5	100
		合計	12	0	5	7	12	100

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A－I、B－I、A－II、B－II、C－I、C－IIとします。

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 度会町の支援

度会町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、度会町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

① 現状と課題

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

一方、度会町における住宅の耐震化率は、前掲（第2章3 耐震化の現状（1）住宅の耐震化の状況）のとおり令和5年度末時点で79.1%であり、国の掲げる目標である令和12年における耐震化率である95%とするには、耐震性のある住宅戸数が2,546戸（既存住宅の建替、取壊し等の推移を踏まえ住宅総数2,680戸と推計）となる必要があります。これは、1年につき約80戸の耐震補強補助が必要となる規模ですが、近年の耐震補強補助実績が年1～2戸である状況からは現実的ではありません。

② 新たな耐震化の目標

令和 5 年統計調査をもとに、昭和 55 年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、令和 7 年度末時点で 866 戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は 533 戸で、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は 61.5%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年 1～2 戸であるところを、年 4 戸を目標に、令和 12 年度末には「耐震性のない住宅戸数」を 461 戸となるように取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数（4 戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、令和 12 年度末時点を推計すると、住宅総数は 2,680 戸、耐震性のある住宅は 2,219 戸、耐震化率は 82.8%となります。

■ 度会町における住宅の耐震化の目標

（単位：戸）

度会町における住宅戸数			R07 年度 (現状値)	R12 年度 (目標値)
住宅総数			2,680	2,680
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)			2,147 (80.1%)	2,219 (82.8%)
昭和 56 年以降建築①			1,814	1,874
昭和 55 年 以前 建築	耐震性 あり	木造住宅	269	266
		木造以外の住宅	64	79
		計②	333	345
	耐震性 なし	木造住宅	510	433
		木造以外の住宅	23	28
		計③	533 (19.9%)	461 (17.2%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

※3 上記表については、「県における推計値」を参考に推計して算出しています。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

度会町内の特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和元年度末時点で 100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めるとともに、管理者に適切な維持管理の徹底を促していきます。

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

度会町では、旧耐震基準木造住宅の耐震化を支援するため、補助制度により、住宅の耐震化の取組を支援します。

② 部分的な耐震改修（一室補強等）に係る支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議）において、『特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等のために、倒壊の可能性を下げる簡易耐震補強補助を行います。

(2) 住宅の耐震化の促進

度会町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 住宅戸別訪問の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問などを実施していきます。

② 町広報やインターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報のほか、ホームページへの耐震診断・耐震改修に必要な情報掲載を行います。

2 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア 耐震診断義務化対象路線の指定

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定していますが、度会町は該当路線なしとなっています。

イ 耐震診断指示対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路が指定されています。

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

ウ その他の道路の沿道の耐震化

第1次緊急輸送道路以外の道路の沿道の建築物の耐震化については、市町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町の区域における多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するために、第2次緊急輸送道路や第3次緊急輸送道路、その他の道路を指定することが考えられます。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路(度会町内のみ)

路線名	区間	
	起点(字名)	終点(字名)
第1次緊急輸送道路		
度会町内なし		
第2次緊急輸送道路		
主要地方道		
伊勢大宮線	葛原	棚橋
度会玉城線	棚橋	棚橋
一般県道		
玉城南勢線	葛原	大野木
第3次緊急輸送道路		
主要地方道		
伊勢南島線	川口	南中村
伊勢大宮線	麻加江	田口
度会玉城線	棚橋	川口
町道		
脇出2号線	脇出	脇出
大野木棚橋線	棚橋	大野木
井戸ヶ瀬線	田口	田口
麻加江注連指線	麻加江	麻加江
脇出8号線	脇出	脇出
麻加江立花線	麻加江	麻加江
庁舎前線	棚橋	棚橋

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

③ 空き家対策

所有者に管理の徹底を促すとともに、補強による耐震性の確保もしくは除却支援等により、まちの安全性を確保します。

④ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震対策を講じていただくよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの普及

三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に住民のみなさんに備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、みなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ること、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容となっています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などを掲載し、耐震化の促進を図るための普及啓発に取り組みます。

② インターネットを活用した情報提供

ホームページ「e-すまい三重」(<http://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/hp/>)を活用し、その中の「三重県の建築物 7・宅地防災のホームページによるこそ」において、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行うとともに、耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策についての情報提供を行います。

また、パンフレット等の配布により耐震診断・耐震改修についての情報提供を行います。

3 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 2 項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、町では県と協力し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 1 項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第 44 条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、県や関係団体と協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発と指導を行います。

③ エレベーターの安全確保の実施

建築基準法に基づき、平成 21 年 9 月 28 日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、関係団体と協力し、制度の普及啓発を行います。

④ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、パンフレット等により町民のみなさんに普及啓発を行います。